

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）証

守山市指令第 9 号
令和 6 年 2 月 19 日

住 所 草津市青地町字六反田196番地
氏 名 近畿環境保全株式会社
代表取締役 西村 忠浩 様

守山市長 森 中 高 史



~~許可~~

令和 6 年 1 月 29 日 に申請のあった一般廃棄物収集運搬業の ~~許可~~ 申請について
許可の更新

~~第1項~~

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条 ~~第1項~~ の規定により、次の条件を付し
第 2 項

~~許可~~

て、 ~~許可~~ します。
許可を更新

許可の期間		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
取り扱う一般廃棄物の種類		事業系一般廃棄物
事業の区域		守山市全域
事業所 （本社）	所在地	草津市青地町字六反田196番地
	名称	近畿環境保全株式会社
守山市内 事業所 営業所	所在地	守山市岡町 4 番地の 2
	名称	近畿環境保全株式会社
許可の条件		別紙のとおり

一般廃棄物収集運搬業の許可に係る条件

- 1 一般廃棄物の取り扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の基準によること。
- 2 事業の運営、改善向上に留意し、常に関係法令、条例、本市の一般廃棄物処理計画等を遵守すること。
- 3 本市施設への搬入等について
 - (1) 市内の契約事業所、商店から排出される一般廃棄物（資源物を除く）は、(5)に掲げるもの以外は、すべて本市施設へ搬入すること。
 - (2) 市外の事業所、商店から排出される一般廃棄物は、一切、本市施設へ搬入しないこと。
 - (3) 本市の分別区分および収集方法により搬入すること。また、収集作業員および契約事業所に対し、分別方法等適切に指導すること。（別紙B）
 - (4) 処理施設の係員の指示に従って搬入すること。
 - (5) 次に掲げるものは、本市施設には搬入できない。
 - ・産業廃棄物
 - ・感染性廃棄物
 - ・次の一般廃棄物
 - ① 有害性のあるもの
毒物、劇物、農薬、医薬品等、水銀含有物
 - ② 危険性のあるもの
注射針、危険防止措置を講じていない刃物、その他鋭利な物等
 - ③ 爆発性、発火性、引火性のあるもの
プロパンガスボンベ、シンナー、塗料、ガソリン、灯油、機械油、食油、ガス抜きされていないカセット式ボンベまたはスプレー缶、ライター、多量のマッチ等
 - ④ 著しく悪臭を発するもの
ふん尿、嘔吐物等
 - ⑤ ①から④に掲げるものの他、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または本市処理施設の機能に支障を生じさせるもの

ア 樹木剪定くず（樹木の剪定を業としている者が当該剪定により排出するものに限る。）

イ 刈り取った草（土地の除草を業としている者が当該除草により排出するものに限る。）

ウ 縦、横、長さが2 m、1 mおよび1 mの大きさの直方体を超えるもの

エ 長尺物等

オ 一時に多量に搬出するもの

(6) 資源物は、独自で資源化ルートを構築すること。

(7) 本市施設への搬入の方法を厳守すること。（搬入方法→別紙C）

(8) 本市の処理に支障が生じる場合には、搬入を規制し又は停止することがあること。

(9) ごみを収集・運搬する際、本市が指示した表示を車両の指定する箇所に必ず付すこと。（表示板→別紙D）

(10) ごみを運搬する際、テールゲート（後部扉）を閉めること。

(11) その他、本市の指示に従うこと。

4 収集料金等について

(1) 事業者との契約については、市が指導する分別方法による収集運搬契約を行うこと。

(2) 本市施設へ搬入する場合の処理手数料の納入については、本市が送付する納入通知書により、毎月末日までに前月分を一括納入するものとする。

5 許可申請事項の変更について

許可申請事項に変更を生じる場合には、その旨を廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところに従い届け出ること。（許可申請事項変更届出書の様式は、許可証発行時にお渡しします。）

ただし、車両その他運搬車両等の更新及び増車等を行う場合は、事前に変更の申し出をし、承認を得ること。

6 許可証等の取り扱いについて

(1) 許可証は、他人に貸与し又は譲渡してはならないこと。

(2) 許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成9年規則第11号）

以下「規則」という。)第23条の規定により遅滞なく許可証再交付申請書を市長に提出しなければならないこと。

- (3) 許可後、車両ごとに識別カードを貸与するが、このカードは車両ごとのカードであるため、他の車両のものと混同しないようにすること。

なお、許可車両外の車両がこのカードを使用して搬入することは、当然、認められない。

カードが不要になったときは、速やかに市へ返却すること。

カードを紛失または破損したときは、速やかに市へ報告すること。

- (4) 次に掲げるいずれかに該当したときは、規則第25条の規定により、直ちに許可証を市長に返納すること。

① 一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき

② 業務の全部の停止を命ぜられたとき

③ 許可証の再発行を受けた後に亡失した許可証を発見したとき

7 実績報告書の提出について

規則第26条の規定により、毎月の実績を翌月10日までに実績報告書により提出すること。なお、実績のない場合でも同様とする。(実績報告書の様式は、許可証発行時にお渡しします。)

- 8 許可証発行時に一般廃棄物搬入(年間)許可申請書の様式を渡すので遅滞なく、この申請書を提出すること。(搬入許可証を本市より令和6年3月31日までに手交します。なお、この搬入許可証の発行がない者は令和6年4月1日からの搬入ができません。)

- 9 市内に営業所を設置している事業者は、外から見えるように営業所の明示、連絡先を明示すること。(看板等の設置)

事業系廃棄物の分別区分および収集方法

事業所

区分	廃棄物の内容	収集方法
事業系一般廃棄物	・ 厨芥類 食品の売れ残り、食べ残し物等 ・ 紙くず ちり紙、紙コップ等 ・ 木くず 割り箸、蒲鉾板、木箱、木製家具等 ・ 枝木 せん定枝（造園業者等がせん定したものは除く）等 ・ 草花 花、茎、つる、雑草（造園業者等が刈り取ったものは除く）等	・ ペールに直接または<u>透明ポリ袋</u>に入ったものを収集（水切りの徹底）

1. 廃蛍光管等の水銀使用の廃棄物については、水銀使用製品産業廃棄物として処理してください。
2. プリンター用紙（連続用紙）については、資源物になります。秘匿文書等もできるだけシュレッダーにかけ、資源物として処理してください。やむを得ず事業系一般廃棄物に出す場合は、1枚ずつ切り裂いてください。
3. 資源物は、事業所が自らの責任において処分してください。（環境センターへの搬入はできません。）
4. 次の物は排出できませんので、購入店や専門の処理業者に処理を依頼してください。
 - (1) 産業廃棄物、医療廃棄物等感染性のあるもの。
 - (2) 次の①～⑤までのもの。

① 有害性のあるもの	⇒ 毒物、劇物、農薬、医薬品等、水銀含有物
② 危険性のあるもの	⇒ 注射針、刃物、その他鋭利な物等
③ 爆発性、発火性、引火性のあるもの	⇒ プロパンガスボンベ、シンナー、塗料、ガソリン、灯油、食用油、ガス抜きのできていないカセット式ガスボンベ・スプレー缶、ガスライター等
④ 著しく悪臭を発するもの	⇒ ふん尿、嘔吐物等
⑤ ①から④に掲げるものの他、次のア～オに該当するもの	⇒ ア 樹木の剪定を業としている者による剪定くず イ 除草を業としている者により刈取った草 ウ 2m×1m×1mの直方体を超えるもの エ 長尺物等 オ 一時に多量に排出されるもの

事業系集合住宅

区分	廃棄物の内容	収集方法
焼却 ごみ	・生ごみ 残飯、野菜くず、茶殻、卵の殻 ・紙くず ちり紙（書類などは資源へ） ・木くず 長さ 50cm 程度までの木片 ・プラ類 有色トレイ、容器包装類、レジ袋等 ・少量の金属を含んだ複合品 ・ゴム製品（長靴等）、皮革製品、繊維類	・ペールに直接または<u>透明ポリ袋</u>に入ったものを収集（水切りの徹底） ・<u>袋に事業系回収集合住宅シールが貼られたもののみ収集</u>
破碎 ごみ	・家電類、小型金属類、陶磁器、ガラス類、その他（金属を含む複合品等） ・カセットボンベ、スプレー缶、蛍光管、電池等	・コンテナ、ペールに直接または<u>透明ポリ袋</u>に入ったものを収集 ・<u>袋に事業系回収集合住宅シールが貼られたもののみ収集</u>

1. 必ず事業系回収集合住宅シールを透明ポリ袋に貼り付けてください。貼られていないものは搬入できません。

2. 少量の金属とは小ねじ程度の金属のことです。

搬入方法

1 分別区分について

別紙Bを参照のこと。

2 搬入経路について

- (1) セブンイレブン横（立田町信号を左折）の道路より搬入すること。（別紙搬入経路図参考）
- (2) 搬入道路は、住民に迷惑をかけないようにすること。
 - ①速度は、法定速度以下で走行すること。特に、セブンイレブンの交差点では汚水の流出等がないよう徐行に努めること。
 - ②一時停止等の交通法規を守ること。
 - ③道路幅が狭い為、住民優先の譲り合いの精神をもって、他車とのトラブルを起こさないようにすること。
- (3) 環境センター内は、路面上の矢印に従って走行すること。
- (4) センター内は、徐行し、安全運転を行うこと。特に、計量台付近、スロープ付近、破碎ごみ搬入路出口付近は注意すること。（一般搬出入車両優先）
- (5) 帰路も浜街道までは、同じ道路を通ること。
- (6) センター付近での休憩等のための駐車はしないこと。

3 搬入手続について

- (1) 計量台の手前で一時停止して、バーが下りていることを確認し、登録車用の計量台の上に静かに乗ること。
- (2) 計量ポストのカードリーダーにカードをかざし、タッチパネルでゴミ種（焼却ごみ、破碎ごみ等）を選択し、計量開始を選択すること。
- (3) 正しく計量できたこと（計量完了の音）を確認すること。バーが上がり次第進入すること。
- (4) 帰路（2回目）の計量時、1回目と同様にカードをかざし、計量票を受け取ること。
- (5) マニフェストはごみ投入前に提出すること。
- (6) 事業系一般廃棄物収集リストを提出すること。
- (7) ごみの種類に応じた投入場所に行き係員の指示に従うこと。
- (8) 搬入時は、静かにすること。（むやみに警笛を鳴らさないこと。）

4 事業系一般廃棄物（焼却ごみ）の投入について

- (1) 指定場所に投入すること。
- (2) 中身が分かる状態で投入すること（袋に入れる場合は透明ポリ袋を使用すること。）
- (3) 上りスロープに進入すること。自動高速シャッターの前で一旦停止すること。シャッターが開き次第プラットフォームに入ること。
- (4) 車両は投入扉に対し、後ろ向きの状態にすること。
- (5) 車両のごみピットへの転落事故が起きないように、車両後退については十分に注意すること。

- (6) 自動投入扉（オレンジ色）が開き次第、投入すること。（指示がないかぎり連続投入は禁止）
- (7) 2名乗車の場合、1名が降車して誘導する際は必ず安全带を使用すること。
- (8) プラットホームにごみがこぼれた場合及び汚水等で汚れた時は、必ず清掃すること。
- (9) 出口の自動高速シャッターの前で一旦停止すること。
- (10) 下りスロープでは、途中狭いところがあるため、特に速度を落として走行すること。また、スロープを降りたところで一旦停止し、搬入車の合流に注意すること。
- (11) 建物を外周し、ポストがある計量器（外側）に乗り、カードリーダーにカードをかざして、計量完了の音が鳴れば計量票を取ること。バーが開き次第退出すること。
- (12) 『焼却ごみ』以外のものが混載されている場合は、施設への投入を拒否する。なお、錯誤により投入をした場合は、必ず、環境センター職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (13) 投入後、搬入車両（パッカー車）の水洗は禁止する。ごみの付着等は棒等にて除去すること

5 破碎ごみ（事業系集合住宅からの排出に限る）の投入について

- (1) 1階破碎ごみ搬入自動高速シャッターの前で一旦停止すること。破碎ごみの投入場所については、環境センター職員の指示を受けること。
- (2) 『破碎ごみ』以外のものが混載されている場合は、施設への搬入を拒否する。なお、錯誤により搬入をした場合は、必ず、環境センター職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 中身が分かる状態で投入すること（袋に入れる場合は透明ポリ袋を使用すること。）
- (4) 出口の自動高速シャッターの前で一旦停止すること。
- (5) 建物を外周すること。途中、搬入車の合流に注意すること。
- (6) ポストがある計量器（外側）に乗り、カードリーダーにカードをかざして、計量完了の音が鳴れば計量票を取ること。バーが開き次第退出すること。

6 カセットボンベ・スプレー缶、蛍光管、電池等（事業系集合住宅からの排出に限る）について

破碎ごみとは別で収集運搬し、環境センター職員の指示に従って降ろすこと。

7 環境センターでの安全確保について

- (1) 環境センター内は徐行し、後退する際は車両の周囲に十分注意すること。
- (2) 環境センター内では、必ず係員の指示に従うこと。

8 搬入時間について

搬入時間は、午前8時30分より午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までの1時間の搬入は受け付けない。

9 規則を守らない場合、搬入拒否または期間を定めて一般廃棄物収集運搬業の停止を命じ、もしくはその許可を取り消すことがある。

10 過積載は、絶対に行わないこと。

環境センター搬入経路

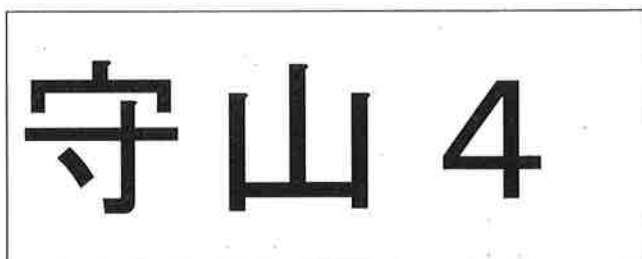


表示板について

- 1 許可車両番号は、次により表示するものとし、表示方法は容易に脱着できないように接着剤などで表示板を車両に貼り付けるか、または、容易にはげ落ちないように塗料で車両に直接塗装して表示すること。ただし、コンテナ車のコンテナ部分については、磁石式の表示板を可とする。
(1) 車の前面に許可車両番号を表示すること。規格は直径 10 cm以上とする。



- (2) 車の両側面（ドア）、後面および右側面後方に許可車両番号を表示すること。規格は、縦 17 cm以上、横 40 cm以上とする。



- (3) 上記図中の番号は一例ですので、車両ごとの許可番号を表示すること。
 - (4) 他市の表示板については、市内で収集、運搬業務を行うときには見えないようにすること。また、市外で収集、運搬業務を行うときは本市の表示板を見えないようにすること。（パッカー車と同色の磁石式ステッカーを貼る等）
- 2 許可車両番号の表示が無い（前項の規定を満たさない）車両は、許可を受けた車両と見なさないものとし、環境センターへの搬入を拒否する。